年 月 日

登録事項等についての説明

貸主(甲) 住所 東京都品川区南品川二丁目2番5号

氏名 ミモザ株式会社 代表取締役 松本 考二

代理人 住所 神奈川県横須賀市佐原五丁目28番33号

氏名 ミモザ久里浜セントポーリア

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

	(ふりがな)みもざくりに	はませんと	: ぽーりあ			
住宅の名称	ミモザ久皇	里浜セントポー	ーリア				
所在地	(住居表示) 〒238-0023	神奈川県	横須賀市佐原五丁	目28番33号		
利用交通手段		車(京急久里	浜線 久	里浜駅から徒歩で	510分)		
	ロ 2. そ ⁰	70他(
住宅に関する	□ 1. 所7	有権 ■ 2.	賃借権	□ 3. 使用	貸借による権利		
権原	期間	2017年	9 月	30 目から	2047 年	9 月	29 日まで
施設に関する	□ 1. 所	有権 ■ 2.	賃借権	□ 3. 使用	貸借による権利		
権原	期間	2017年	9 月	30 日から	2047 年	9 月	29 日まで
敷地に関する	□ 1. 所	有権 □ 2.	地上権	□ 3. 賃借	権 ■ 4	. 使用貸借	による権利
権原	期間	2017年	9 月	30 日から	2047 年	9 月	29 日まで

(注) 住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2.	サー	ビス付	きょ	事齢者	向け	住宅	事業を	行	う	者
----	----	-----	----	-----	----	----	-----	---	---	---

法人・個人の別	■ 法人	□ 個人	
	(ふりがな)	みもざかぶしきがいしゃ	
商号、名称 又は氏名	ミモザ株式	会社	
A = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	(郵便番号	140-0004)
住 所 (法人にあっ ては 主たる事務所 の所在地)		区南品川二丁目2番5号	
V2/기11上上四/			電話番号 03-5796-0630
法人の役員	別添	1 のとおり	
	(ふりがな)		
	商号、名称	r、又は氏名	
法定代理人 (未成年の個 人 である場合)	人にあっ ては主た る事務所 の所在	(郵便番号)
	地)		電話番号
	法人の 役員	別添 2 のとおり	

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

		(ふりがな) みもざかぶしきがいしゃ	
	事務所の名称	ミモザ株式会社	
Ī		(郵便番号 140-0004)	
-	事務所の所在地	東京都品川区二丁目2番5号	
		電話	5番号 03-5796-0630

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	女 44	戸				
居住部分の	(最小)	18. 30	m²				
規模	(最大)	18. 30	m²		詳細については、	別添 3	のとおり
[#\#\T\<\\	共同利用設備	■ あり □ なし					
構造及び 設備	構造	重量鉄骨		造	階数	地上 3	階建
竣工の年月	2017	年 9 月 26	日				
	■ 登録基準に適	合している					
加齢対応構造等	■エレベーター	を備えている					
,	■ 緊急通報装置	を備えている					

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 (居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	■ 賃貸借契約 □ その他
入居契約が賃 貸借契約でな い場合には、 その旨	
終身賃貸事業 者の事業の認 可	□ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者+同居者 (配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受け ている 60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)
入居契約の 内容	別添入居契約書のとおり

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

6	サービス付き高齢者向け住宅におい	て提供される真齢者生活支援サー	- ビス及び入民者から受領する全銭
() .	リーしろれる歯腕有明け仕名にあり	・した民さんなの向附有生体メガリー	「LANMN店有かり文明する金銭

	サービスの種類	提供形態	提供の対価(概算・月額)
	状況把握	■ 自ら □ 委託	約 42,900 円
	生活相談	■ 日り □ 安乱	旅り 42, 900 円
高齢者生活支 援サービス	食事の提供	□ 自ら ■ 委託 □ 提供しない	約 57,540 円詳細については、別添 4
***	入浴等の介護	■ 自ら □ 委託 □ 提供しない	、 約 円 のとおり
	調理等の家事	■ 自ら □ 委託 □ 提供しない	約 円
	健康の維持増進	■ 自ら □ 委託 □ 提供しない	約 0 円
	その他	■ 自ら □ 委託 □ 提供しない	約 円
家賃の	(最低) 約	70,550 円	三戸ごとの内容は別添 3 のとおり
概算額	(最高) 約	89,000 円	. C C V P 1 在 V A D J M V D C 40 9
共益費の	(最低) 約	24,650 円	
概算額	(最高) 約	29,000 円	
敷金の	(最低) 約	141, 100 円	家賃の 2.0月分
概算額	(最高) 約	178,000 円	
前払金 ※ の 有無	□あり	■なし	
家賃等の前払 金の概算額	(最低) 約	円(最高)	約 円
家賃等の前払 金の算定の基	家賃		
礎	サービス提供 の対価		
返還額の 算定方法			
家賃等の前払 金の返還債務 が消滅するま での期間	年	三 月 日まで	
家賃等の前払 金の返還額の 推移	(※原則としてク	、居契約に定めた契約の始期を起算	ヨとする。)
前払金の保全 措置の内容	□ 銀行による債 □ 保険事業者に		よる元本補てん又は信託)

特定施設入居 者生活介護事	□ 指定を受けている
業所	■ 指定を受けていない
地域密着型特 定施設入居者	□ 指定を受けている
生活介護事業所	■ 指定を受けていない
介護予防特定 施設入居者生	□ 指定を受けている
活介護事業所	■ 指定を受けていない
介護サービス情報	(特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所若しくは 介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合には、別紙により、介護 保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報を示す。)
※前払金とは、 場合をいう。	終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する
7. サービス付	き高齢者向け住宅の管理の方法等
管理の方式	■ 自ら管理 □ 管理業務を委託
委託する業務 の内容 (契約事項)	
管理業務の	委託先
	(ふりがな)
商号、名称 又は氏名	
	(郵便番号)
住 所 (法人にあっ ては	
主たる事務所の所在地)	
*~ // **ti/	電話番号
修繕計画	
計画策定の 有無	□あり ■なし
大規模修繕の 実施予定	頃実施予定
その他計画的 な修繕予定	

施	設の名称	提供されるサービス の概要		事業所の場所
				同一の建築物内
ミモザ久里	浜セントポーリア	小規模多機能型居宅介護·介護予防小規模 多機能型居宅介護		同一の敷地内
		ジ (及此主占 七月 曖		隣接する土地
				同一の建築物内
				同一の敷地内
				隣接する土地
				同一の建築物内
				同一の敷地内
				隣接する土地
				同一の建築物内
				同一の敷地内
高齢者居宅	生活支援事業を行う者	省との連携及び協力(該当する場合のみ)		隣接する土地
高齢者居宅		者との連携及び協力(該当する場合のみ)	l _	隣接する土地
	の相手方	者との連携及び協力(該当する場合のみ)	l _	隣接する土地
連携又は協力(の相手方	者との連携及び協力(該当する場合のみ)	l _	隣接する土地
連携又は協力の	の相手方 (ふりがな)		l _	隣接する土地
連携又は協力の	の相手方 (ふりがな)		l _	隣接する土地
車携又は協力の 事業所の名称	の相手方 (ふりがな))	l _	隣接する土地
車携又は協力の 事業所の名称	の相手方 (ふりがな)		l _	隣接する土地

本方針及び県の高齢者居住安定確保	計画に沿って適切に運営します。	
	 定確保に関する法律第17条に基づく書面による説明を受け	ました。
		3, 3, 2,
	借主(乙) 住所	
	氏名	

役 員 名 簿

(ふりがな)		
氏 名	役名等	
まつもとこうじ		
松本 考二	代表取締役	
もりやまひろし		
森 山 浩	代表取締役	
しみずとおる	the terms (she to	
清水 亨	代表取締役	
おおばすえこ	T (+)	
大場 末子	取締役	
やまもとかずま	T 44/1	
山本 一馬	取締役	
さくまゆうじ	F- 4.47.471.	
佐久間 雄司	取締役	
はまのぞみ	15.400.	
濵 のぞみ	取締役	
せいのゆうじ	斯 然犯	
清野 祐司	取締役	
ちょうなんたかし	15.444.	
長南貴志	取締役	
のなかみゆき	取締役	
野中美由希	[4X] (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
ちょうなんみつひろ	15.400.	
長南 充浩	取締役	
いなたたかひさ	T 44/1	
稲田 貴久	取締役	
むらかわまさし	15.4女/J.	
村川将	取締役	
ひがしやましげき	压砂机	
東山 茂樹	取締役	

まついげん 松井 元	監査役
さいとうよしゆき 斎藤 静敬	監査役
かくしょうとよかず 覺正 豊和	監査役
いいおやすお 飯尾 康夫	監査役

法第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

役 員 名 簿

(ふりがな) 氏 名	役名等
該当なし	

法第6条第1項第4号の役員に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

N 14 = 1	専用部分の							住戸数	住戸番号	月額家賃
住棟番号	床面積 (㎡)	完備	便所	洗面	浴室	台所	収納	(戸)	(該当するものを全て記載)	(概算額) (円)
1	18. 30	×	0	0	×	×	0	22	201, 202, 203, 205, 206, 207, 208, 210, 211, 212, 213, 215, 216, 217, 218, 220, 221, 222, 223, 225, 226, 227	83, 000
1	18. 30	×	0	0	×	×	0	22	301, 302, 303, 305, 306, 307, 308, 310, 311, 312, 313, 315, 316, 317, 318, 320, 321, 322, 323, 325, 326, 327	89, 000

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
居間・食 堂	1	115. 46	1階	44	
リフレッ シュルー ム	1	24. 40	1階	44	
ラウンジ	1	10. 06	1階	44	
下足	1	4. 98	1階	44	
談話室	2	36. 99	2階・3階	44	台所含む
洗濯室	2	22. 27	2階・3階	44	
浴室	6	84. 18	2階・3階	44	

注)整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

注2)設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。 ※有りの場合は、 \bigcirc 、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に \bigcirc を記載すること。

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

	提供形態	■サー	-ビス付き高	齢者向	句け住宅	已提供事業	美者が自	ら提供	する				委託する	る	
委		(ふりが	な)												
五託す	商号、名称 又は氏名														
りる場	7(1520-1														
一つの	 住 所	(郵便番)								
委	(法人に あっては主														
託先	たる事務所 の所在地)							-X-34							
	V2/2/1112/01/								番号						
		□ 医療	法人						指定居宅	介護支援	爰事業者				
	-ビスを提供	□ 社会	:福祉法人						指定介護	予防サー	-ビス事	業者			
する	る法人等の別	■ 指定居宅サービス事業者							□ 指定介護予防支援事業者						
		■ 指定地域密着型サービス事業者							□ 上記以外の法人等						
		□ 医師	ī		人員		人		社会福祉	士			人員		人
サー	-ビスを提供	□ 看護師			人員		人		介護支援	専門員			人員		人
す	る者の人数	□ 准看護師			人員		人	□ 養成研修修了者				人員		人	
		□ 介護福祉士			人員		人		■ 上記以外の職員				人員	7	人
		■ 同一	の敷地内			隣接する	土地								
常	駐する場所	近接	きする土地												
			所在地:)
浡	常駐する日	3 65	日対応		次の期	間を除く	()
		日中		9	時	0	分	\sim	17	時	0	分	人員	1	人
常	駐する時間	上記以 外の時			時		分	\sim		時		分	人員		人
		間			•					-		, ,	八貝		人
		日中居宅きます。	に訪問し、	又は食	を事や外	ト出の機会	に毎日	少なく	とも1回	安否確認	忍をさせ	て頂	毎日	1	口
	日1回以上の 兄把握サービ	C & Y o											# 口	1	Щ
	の提供方法	□ 入居	者から居住	部分~	への訪問	引を希望す	トる旨の	申出が	あった場	合は、旨	当該居住	E部分~	への訪問	〔近接	する
		」 土地	に常駐する	場合の	りみ)										

	提供時間	常駐する	3	0	時	0	分	~		24	時	0	分
	延供时间	上記以外の	上記以外の日 □ 24時間										
緊急通報サービ スの内容	通報方法		スタッフコールの外部転送によるオンコール										
	通報先	オンコール担当	スタッフ	の携帯			通報先	から住宅ま	での到	着予定	三時間	3	分
サービス提供の 対価 (概算額)	月額	約 42,900	円	前払金の									
	前払金	約 0	円	算定方法									
備考	①日常生	活相談サービス)日常生活における心配事等の相談に応じ必要な助言を行います。)専門的なご相談は必要に応じ専門機関の情報を提供します。											

[※]サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

2. 食事の提供サービスの内容 (該当する場合のみ)

	提供形態	ロサー	-ビス付き高齢者	首向け住宅	E提供事業	者が自身	う提供する	3				委託する		
		(ふりが	な)えーしーえ	ーねくす	とかぶし	きがいし	ノや							
委託	商号、名称 又は氏名	ACA Next	株式会社											
す	住 所	(郵便番	号 105-0003)								
る場合	たる事務所	東京都港	区西新橋1-16-3	3 1東洋洋	毎事ビル7	比								
の委	の所在地)						電話番号	号 03-	6550-982	1				
委託先	住 所	(郵便番	号 105-0003)								
	(法人に あっては本 業務に係る 事業所の所 在地)	東京都港	区西新橋1-16-3	3 東洋海雪	事ビル7階									
							電話番号	号 03-	6550-982	1				
食事	事提供を行う 場所		■ 食堂		各居住部分	जे	■ その	の他(病気等 <i>の</i> します。)緊急時	は居賃	室へ配全	・下膳)
		提供日	■ 365日対応		その他()
	提供方法	内容	□ 3食		入居者が証	選択	□ 次0	の食事	は提供し	ない()
		調理等	■ 厨房で調理		配食サー	ごスを禾	川用 [] その)他()
11	13 1 相 4 6	月額※	約 57,540	円	内訳	朝食	378	円	昼食	715	円	夕食	825	円
	-ビス提供の 価(概算額)	前払金	約 0	円	前払金の 算定方法									
	備考	朝食は食事のキャン	朝食、昼食、夕 7時~8時まで 申込みは1週間 セルは提供され 月定額3食セッ	、昼食は 単位(月 る日の3	12時~ ~日曜日) 日前まで	13時ま です。 こお知ら	で、夕重	食は1 さい。	8時~1	9時ま	で。			

[※]サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容 (該当する場合のみ)

	提供形態	■ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する	□ 委託する
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
	住 所 (法人に あっては主 たる事務所 の所在地)		
	住 所 (法人に あっては本 業務に係る 事業所の所 在地)		
		提供日 ■ 365日対応 □ その他()
;	提供方法	■ 入浴介護■ 排せつ介護■ 食事介護内容	
		■ その他 (身辺介助・服薬確認介助)
	-ビス提供の 近(概算額)	月額 約 円 前払金の 前払金 約 0 円 算定方法	
		1. 希望により提供される身体介助サービスです。(※詳細は管理規程参照) 2. サービス提供時間(9時〜17時)のサービス提供の対価…330円/5分以内〜 3. 夜間(17時〜翌9時)のサービス提供の対価…440円/5分以内〜	

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

	提供形態	■ サー	-ビス付き高齢者	向け住宅提供事業者が	自ら提供する	□ 委託する
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりが	<i>た</i>)			
	住 所 (法人に あっては主 たる事務所 の所在地)	(郵便番	· 号)	電話番号	
	住 所 (法人に あっては本 業務に係る 事業所の所 在地)	(郵便番	· 무			
		提供日	■ 365日対応	□ その他()
;	提供方法	内容	□調理	■ 洗濯	■ 掃除	
		1 324	■その他	(家事・代行・	付添・入退院時支援)
	-ビス提供の 近(概算額)	前払金	約 約 0	円前払金の円算定方法		
	備考	2. サービ	ス提供時間(9時/		。(※詳細は管理規程参照) 供の対価…165円/5分以内〜 20円/5分以内〜	

5. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

į	是供形態	■ サー	-ビス付き高齢者向	可け住宅提供事業者が自	自ら提供する	□ 委託する					
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)									
	住 所 (法人に あっては主 たる事務所 の所在地)	(郵便番	号)	電話番号						
	住 (法人に あっては本 業務に係る 事業所の所 在地)	(郵便番	; 号)	電話番号						
		提供日	■ 365日対応	□ その他 ()				
•	是供方法	内容	■ 健康相談	□ 血圧等の測定	□ 定期検診	□ 通院等の付き添い					
		774	□その他	()				
サービス提供の 対価(概算額)		月額 前払金	約 0 約 0	円前払金の円算定方法							
		2. バイタ		F〜17時です。 「相談にのり、必要に応 ご活相談サービス費に含	ぶじて医療機関やご家族 まれます。	:へ連絡します。					

6. その他のサービスの内容(該当する場合のみ)

	提供形態	■ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する □ 委託する	
委託	商号、名称又は氏名	(ふりがな)	
託する場合の委託先	住 所 (法人に あっては主 たる事務所 の所在地)		
	住 所 (法人に あっては本 業務に係る 事業所の所 在地)		
		提供日 ■ 365日対応 □ その他 ()
	提供方法	1. サービス提供時間は9時~17時です。 2. フロント・住み替えサービスの内容は管理規定をご覧下さい。 内容 3. 希望により提供されるその他生活支援サービスの内容は管理規定をご覧下さい。	
	ービス提供の 団(概算額)	月額 約 円 前払金の 算定方法	
備考		フロント・住み替えサービスの提供対価は生活相談サービス費に含まれます。	

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム重要事項説明書 (「登録事項等についての説明」の補足)

作 成 日 令和4年 7月 1日 登録番号 須28(2)001 施 設 名 ミモザ久里浜セントポーリア

「1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地」について

開設年月日	平成 29年 11月 1日
住宅の管理者氏名※1	土濃塚 緑
電話番号 / FAX番号	046-835-3820 / 046-835-3822
メールアドレス	k-saintpaulia@mimoza-care.jp
ホームページアドレス	https://www.mimoza-care.jp/

※1 管理者を配置している場合に記入

「2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者」について

FAX番号	03-5796-0631
ホームページアドレス	https://www.mimoza-care.jp/
資本金(基本財産)	2億4398万657円
主な出資者(出捐者)とその	森山興産㈱ 48.77% 斎藤 静敬 5.30%
金額又は比率 ※2	ミモザ従業員持株会 5.24%
設立年月日	平成11年8月27日
直近の事業収支決算額 ※3	(収益)12,848,938千円 (費用)12,613,596千円 (損益)235,342千円
会計監査人との契約	無 ・ 有 (
	有料老人ホーム、グループホーム、デイサービス、小規模多機能型居宅介護、
他の主な事業	看護小規模多機能型居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅、 訪問介護、訪問
	看護等の介護サービス事業

- ※2 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。
- ※3 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、 損益は経常利益とする。

「3.サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所」について

FAX番号	03-5796-0631
ホームページアドレス	https://www.mimoza-care.jp/

「4.サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備」について

建築基準法上の主要用途	寄宿舎 ・ 共同信	主宅 ・ 有料老人ホーム	・ その他
建築物の耐火構造	耐火構造 • 準確	耐火構造 ・ その他()
	消火器	無・有	
消防用設備等	自動火災報知設備	無・有	
	火災通報設備	無・有	

	スプリンクラー	無・有			
	防火管理者	無·有			
防災計画		無・有			
	緊急通報装置等の種類及び設置箇所				
	・種 類: スタッフコール				
緊急通報装置等	・設置箇所 : 居室ベッド、居室トイレ、共用浴室、共用脱衣室、				
緊急連絡・安否確認	安否確認の方法・頻度等				
	・日中居宅に訪問し、又は食事や外出時等に毎日少なくとも1回安否				
	確認をさせて頂きます。				

「5.サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)」について

(1) 入居契約の状況等

(連帯保証人)

- 1. 連帯保証人は、甲との合意により、本契約(更新の種類を問わず、 本契約が更新された場合を含む。なお、本契約の賃料等及びサー ビス料金等並びにその他の条件は、貸主、借主間の合意等により 変更されることがある。)に関連して生ずる借主の貸主に対する 一切の債務について、借主と連帯して履行する責任を負うものと する。但し、借主が連帯保証人を選任できないことにつきやむを 得ない事由があると甲が判断したときは、この限りではない。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、入居契約書の(10)連帯保証人欄記載の連帯保証の極度額 420万円を限度とする。
- 3 入居者は、連帯保証人に支障が生じたときは、直ちに事業者に その旨を届け出るとともに、事業者の承認を得て新たに連帯 保証人を定めるものとします。
- 4 連帯保証人は、本契約締結時の住所・電話番号を変更したときは直ちにその旨を、事業者に届けるものとします。

連帯保証人等の条件及び 義務等※4

(身元引受人)

- 1 連帯保証人は身元引受人の地位を必ず兼ねるものとし、身元 引受人として以下の義務を負うものとする。
- 2 身元引受人は、入居者が病気・死亡等の場合に、事業者又は 施設長からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行うものと します。
- 3 身元引受人は、本契約が解約・解除その他の事由により終了 した場合は、責任をもって入居者の身柄及び遺体を引き受ける ものとします。
- 4 入居者及び連帯保証人は前項各号に規定する身元引受人に支障が生じたときは、直ちに事業者にその旨を届け出るとともに、 事業者の承認を得て新たに身元引受人を定めるものといたします。
- 5 身元引受人は、本契約締結時の住所・電話番号を変更したとき は直ちにその旨を、事業者に届け出るものとします。
- 6 身元引受人は、緊急連絡先となる者を兼ねることができる。

生活保護	受給者の受入れ			否 ・ 可		
対応						
事業者又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※5			事業者は、入居者の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。前項の場合、事業者は次の手続きを行います。 ① 一定の観察期間をおくこと。 ② 主治医及び生活支援サービススタッフ等の意見を聴くこと。 ③ 契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。 ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。事業者は、入居者が正当な理由なく事業者に支払うべきサービス利用料を3ヶ月以上滞納した場合において入居者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。入居者は事業者へ30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解除することができます。前項の規定にかかわらず、入居者は、解約申入れの日から30日分の賃料及び状況把握・生活相談提供サービス料金額を含む。)を事業者に支払うことにより、解約申			
退前年	退去先別の人数		自宅等 社会福祉施設 医療機関 死亡者	2人 人 1人 3人		
去者と			その他	人		
退去者の状況前年度における	生前解約の状況		事業者側の申し出	(解約事由の例)		
			入居者側の申し出	(解約事由の例) 医療対応が必要となった為		
体験入居の期間及び費用負担等			1泊2日 11,000円 (1 ます。	 食費、消費税込)期間は14日間を限度とし		

- ※4 入居契約書に身元引受人や後見人等の選任を定めている場合に記入
- ※5 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

(2) 入居状況等

	性別	男 性	12人	女 性	29人	
		自立	5人			
				(内訳)	要介護 1	15人
			30人		要介護 2	10人
入居者内訳	介護の 要否別	要介護			要介護3	3人
					要介護4	2人
					要介護 5	0人
			c I	(内訳)	要支援 1	5人
		要支援	6人		要支援 2	1人
平均年齢	8	6.6歳(男性	84歳	女性87.6歳)		

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

「6.サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」について

(1) 運営に関すること

運営に関する方針	介護事業者として、お元気な方から、介護の必要な方まで、 その人らしい自由度の高い暮らしを支援するとともに、地 域に根差した温かい住まいを目指します。
サービスの提供内容に関する特色	「いつまでも健康美(うつく)しく」「暮らしに文化を」 「食の楽しみ」をテーマに、日々の暮らしが愉しみのある 充実したものになるよう様々なイベントをご提供いたします。
運営懇談会の開催状況 ※6 (開催回数、設置者の役職員を除く 参加者数、主な議題等)	開催日:令和4年5月28日(1回目) 参加者:コロナ禍のため書面報告 議題:職員体制、収支報告、活動報告等

^{※6} 運営懇談会を設置している場合は記入

(2) 苦情等の取り扱い

・苦情対応マニュアルに従って、誠実に対応し、経過を記
録に残します。
1) 相談窓口 ミモザ久里浜セントポーリア ホーム長
電話 046-835-3820
2) ミモザ株式会社 本社 お客様相談室
電話 03-6712-8110
・施設での解決が難しい場合は、次の行政に相談すること
ができます。
1) 横須賀市 福祉部 指導監査課
電話 046-822-8162(直通)
・事故対応マニュアルに基づいて、応急措置、若しくは119
番通報による他の医療機関への搬入を行うとともに、家
族への連絡・説明等を行います。また、事故に基づいた
原因点、要因の検証及び今後の防止策を講じます。
無 ・ <u>有</u>]

損害賠償(対応方針及び損害保険契 約の概要等)		(対応方針) 本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し乙の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。					
		-支払	(保険契約の概要) -支払い限度額- 1名あたり 1億円、1事故あたり 10億円、期間中1億円				
	サービスの提供に伴う事故等が発生 した場合の損害賠償保険等への加入			無・ <u>有</u> 有の場合の保険名(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 介護保険・社会福祉事業者総合保険)			
利用者アンケート調査、意見	有		実施日				
箱等利用者の意見等を把握す	Į.		結果の開示	有	無		
る取組の状況	無						
			実施日				
第二字による証価の実体単辺	有		評価機関名				
第三者による評価の実施状況			結果の開示	有	無		
	無						

(3) 医療

		1		
	名 称	社会福祉法人 日本医療伝道会 総合病院衣笠病院		
協力医療機関(又は嘱託医	診療科目	内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科 、泌尿器科、ホスピス、麻酔科、放射線科		
)の概要及び協力内容	所在地	神奈川県横須賀市小矢部2-23-1		
	距離及び所要時間	2.1km 車で5分		
	協力内容	受診・治療等の協力		
	名 称	医療法人菜花会 ヴィレッジ衣笠歯科診療所		
	所在地	神奈川県横須賀市衣笠長44-4-1F		
協力歯科医療機関	距離及び所要時間	4.1km 車で8分		
	協力内容	訪問歯科診療		
入居者が医療を要する場合 の対応(入居者の意思確認 、医師の判断、医療機関の 選定、費用負担、長期に入 院する場合の対応等)	住宅で紹介で、費用についてには入居者負担。 ・日常医療支援 ① 通院 ・通院可能に ご利用する	を要する場合、入居者が選択する医療機関又は きる医療機関で治療を受けられます。 は医療保険制度で支給される額以外の自己負担額 となります。 な場合は、入居者のかかりつけの医師・病院を ることができます。 介できる医療機関又は専門医を紹介いたします。		

※送迎に係る交通費は入居者負担となります。

②入院

- ・入院治療が必要となった場合、入居者のかかりつけの医師、 病院への入院
- ・住宅で紹介できる医療機関又は専門医を紹介いたします。 ※送迎に係る交通費は入居者負担となります。

③その他サービス

- ・通院、入院、退院に際し、職員による事務手続きの代行等 ※交通費は入居者負担となります。
- 救急時対応

入居者の身体の具合が急変した場合は、職員がそのお知らせにより り適確かつ迅速に応急処置に当たります。

また、状況により医師と連絡をとり119番による救急医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようはからいます。

(4) 職員体制

ア 職種別の職員数等

(令和4年7月1日現在)

)		14世別の14世月数	. 寸		(744年7月1日先生)			
			職員数		常勤換算後の		夜間勤務職員数 (時~~翌時)	備考
					人数	うち自立対応	(最少人数)	(資格・委託等)
	管理者 生活相談員 (コンシェルジュ)		1					
			8 (7)				
	直	直接処遇職員	()				
		介護職員	()				
		看護職員	()				
従業	楔	後能訓練指導員	()				
世来者の	理学療法士		()				
内訳		作業療法士	()	_			
1 1H/Z		その他	()				
	計画作成担当者 医師 栄養士		()				
			()	/			
			()				
	誹	問理員	()] /			
	事	事務職員	()] /			
	蓚	支勤専従	()] /			
	合 計 9 (7)			/				
	介護に関わる職員体制 ※7						: 以	. 上

- 注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。
 - 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

なお、特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

- 3)機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
- 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成 担当者の介護支援専門員資格等を記入。

- 5) 状況把握等を行う職員を配置している場合は、生活相談員として記入
- ※7 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

イ 職員の状況

管理者		他の職務との兼務				1 8	1 あり 2 なし				
				1 あり							
i ii	连 有	兼務に係る 資格等		資格等の名称							
				2 %	こし		1				
		看護	職員	介護	職員	生活村(コンショ		機能 指導	訓練 掌員		画作成 .当者
		常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤
	1年間の 用者数					1	1				
	1年間の 職者数						1				
応業	1年未満						2				
た職員	1 年以上 3 年未満						5				
応じた職員の人数に発験年数に	3 年以上 5 年未満					2					
が 験 年 ii	5 年以上 10 年未満										
数に	10 年以上										
従	だ業者の健康	診断の乳	実施状 況	1	1 b	りり	2	なし			

ウ 要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制(特定施設入居者生活介護等を提供しない場合 は、記入不要)

	前々年度の平均値	前年度の平均値 ※11	今年度の平均値 ※10
要支援者の人数			
要介護者の人数			
指定基準上の直接処遇職員			
の人数 ※8			
配置している直接処遇職員			
の人数 ※9			
要支援者・要介護者の			
合計人数に対する配置	:	:	:
直接処遇職員の人数の割合			
常勤換算方法の考え方※11	常勤職員の週勤務時	間時間で除して	算出
	介護職員 早番	: ~	:
した 従業者の勤務体制の概要	日勤	: ~	:
(成未有 V) 割伤 (中間 V) (机安	遅番	: ~	:
	夜勤	: ~	:

看護職員	早番	:	~	:
	日勤	:	\sim	:
	遅番	:	\sim	:
	夜勤	:	\sim	:

- ※8 常勤換算後の人数。
- ※9 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。
- ※10 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。
- ※11 「前年度の平均値」及び「常勤換算方法」等については指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること

エ 状況把握(安否確認)および生活相談サービスに係る職員の資格取得状況

社会福祉士	人(人)	医師	人(人)
介護福祉士	6人 (人)	看護師	人 (人)
介護支援専門員	人(人)	准看護師	人(人)
介護職員実務者研修修了者	人(人)	資格なし	1人 (人)
介護職員初任者研修修了者	2 人(人)		

- 注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を() に外数で記入する。
- 注2)介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

(5)登録事項の情報開示

	重要事項説明書の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付) 2 非公開
入居希望者等	入居契約書の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付) 2 非公開
への 情報開示	管理規程の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付) 2 非公開
	財務諸表の公開	1 公 開(閲覧・写し交付) 2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公 開(閲覧・写し交付) 2 非公開

(6) その他

神奈川県サービス 付き高齢者向け住 宅整備運営指導指 針に適合していな い事項 ※12

%12 県の指針上適合していない事項について、指針の $8\sim1$ 4に該当する運営面に関することを記述すること。

なお、代替措置及び改善計画等は、別紙で明記することでも可

○添付書類:別添1「サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表」

区 分		特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定 (有 ・ <u>「無</u> 自 立 ・ 要支援1~2 ・ 要介護1~5				
提供サービスの別		利用料金に含まれる サービス	その都度徴収するサービス			
サービスの提供内容等		提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額(単価)		
. 介護サービス	•					
)巡回(昼間・夜間)	有·無					
食事介助	11年		食事提供時間内介助いたします。	330円/5分以内~		
排泄(介助・オムツ交換・オムツ代)	有·無		希望の排せつ環境で介助いたします・時間外の対応をいたします。	330円/5分以内~		
)入浴等 (清拭・一般浴介助)	有·無		症例別介助方法にて介助します・入浴日既定時間内	330円/5分以内~		
身辺介助	(有)・無		体位交換・居室からの移動・衣類の着脱・身だしなみ介助・ 通院・散歩・買い物等の対応をします。	330円/5分以内~		
服薬確認介助	有·無		誤飲、落薬防止を図ります・時間外の対応をします。	330円/5分以内~		
緊急時対応 ・緊急通報装置	 看·無	適宜				
. 生活サービス						
家事(清掃・洗濯・ゴミ出し・布団干し・シーツ)			適宜・サービス提供時間内	165円/5分以内~		
居室配膳・下膳	11・無		配膳、下膳(セット)・食事提供時間内対応いたします。	495円/1回		
理美容		取次ぎ(フロントサービス)	定期的対応	実費		
代行(買物)	1 年		適宜	165円/5分以内~		
. 健康管理サービス			·			
· 健康診断	有·無					
健康相談	有・無	応相談	バイタル測定や健康のご相談にのり、必要に応じて医療機関やご家 族へ連絡します。(提供者:住宅職員)	生活相談サービス費に含む		
・生活指導	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	応相談		生活相談サービス費に含む		
・医師の往診	有•無					
. 入退院時、入院中のサービス						
医療費	有·無					
・移送サービス	有·無					
・入退院時の同行	 1 1 1 1 1 1 1 1 1 		適宜	165円/5分以内~		
・入院中の洗濯物交換	有∙無		適宜	165円/5分以内~		
. 基本サービス						
・状況把握・生活相談・フロントサービス	有・無	適宜・都度				
. その他生活支援サービス	<u>'</u>			•		
起床支援サービス	有・無		起床後の着替え・オムツ交換等、15分以内の更衣介助・排泄介助を行います。 実施時間帯は選べません。 (提供者:住宅職員)	13,200円(消費税込)/月		
就寝支援サービス	(有)・無		就寝前の着替え・オムツ交換等、15分以内の更衣介助・排泄介助を行います。 実施時間帯は選べません。(提供者:住宅職員)	13,200円(消費税込)/月		
・救急車添乗サービス	有•無			2,200円/1時間 60分以降30分1,100円を加算 夜間(17時~翌9時)は3,300円/1時間		
・服薬管理サービス	有 ・無		薬の管理、見守りを行います。(直接介助は行えませんのでご注意ください)別紙契約書にて契約手続きが必要となります。(提供者:住宅職員)	6,600円/月		
・夜間特別点検サービス(A)	[有]・無		夜間帯に1回居室に訪問し、ご入居者の安否確認や水道の閉め忘れ等の確認を 行います。(提供者:住宅職員)	6,600円/月(21時~翌6時)		
・夜間特別点検サービス(B)	1年・無		夜間点検の訪室時に、パット・オムツ交換、 トイレ誘導・見守り等、10分以内の排泄介助を追加で対応いたします。 実施時間帯は選べません。(提供者:住宅職員)	13, 200円(消費税込)/月		
・金銭管理サービス	有・無		ご本人が金銭の管理が困難な場合でミモザが認めた場合に限り、ご家族等の同意のもと現金(上限2万円)をお預かりいたします。出納管理をし、定期的に出納帳による報告を行います。別紙申込書にてお申込みいただきます。 (提供者:住宅職員)	6,600円/月		

注2) 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。 注3) 各サービスごとに提供方法(回数等)及び金額(費用負担等)を明示すること。 注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。 注5) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。